

会 議 要 録

会 議 名	第20回 八王子市生活安全対策協議会		
日 時	平成27年6月26日（金） 午後2時～4時（2時間）		
場 所	八王子市役所本庁舎7階 701会議室		
出席者（敬称略）	委 員	秋山 國男、早川 百合枝、馬場 總和、徳丸 美沙、清水 栄、 町田 照良、横山 侑亮、八代 善一郎、綿田 直樹、梶原 正 統、酢屋 善元、山崎 広行、横田 和彦、小澤 篤子 計14名	計19名
	説 明 者	（委員、事務局等）	
	事 務 局 等	藤倉生活安全部長、宮木防犯課長、手塚主査、安岡主査、川口主 事 計 5名	
欠席者（敬称略）	鈴木 麗加、内田 智、実川 明美（代理人：小杉貞司）、尾形 紀雄（代理人： 田中信夫）、廣瀬 勉（代理人：野田明美） 計5名		
議 題	1 会長・副会長の選任について 2 平成26年度 生活安全対策 事業実績報告について 3 平成27年度 生活安全対策 事業計画について 4 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の策定について 5 小学校通学路への防犯カメラ設置について 6 各警察署管内の犯罪発生の傾向と対策等について 7 その他		
公開・非公開の別	公開		
非 公 開 理 由			
傍 聴 人 の 数	なし		
配 布 資 料 名	次第 資料1：八王子市生活安全対策協議会 委員名簿（第7期） 資料2：平成26年度 生活安全対策 事業実績報告 資料3：平成27年度 生活安全対策 事業計画について 資料4：「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の 策定について （その他）自動通話録音機パンフレット、小学校通学路への防犯カメラ設置に ついて		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事 前 送 付 </div>
会 議 の 内 容	（次のとおり）		
会 議 録 署 名 人	平成 27年 8月 15日 署名人 綿田直樹		

会議の内容 【 】：発言者（敬称略）

1 開 会

【宮木課長（事務局）】

- ・配布資料の確認

2 辞令交付式

3 各委員紹介及び事務局紹介

【藤倉部長（事務局）】

- ・生活安全対策協議会委員である2年間、市民生活の安全安心に関わる本市施策について情報共有をしていただきながら、様々な立場からご意見をいただきたい。
- ・この後担当より説明する資料にもあるように、犯罪件数はここ十年来減少傾向にあると言われていたが、一方で被害者の多くが高齢者のような特殊詐欺や、インターネットを悪用した被害が後を絶たない。犯罪の質の変化などにより、体感治安は良くなっていないというアンケート調査の結果も出ている。
- ・また、本市において市民が力を入れて欲しい事業の中に防犯対策が、ここ数年上位にランクされており、市民の生活の安全安心に関する関心が非常に高いことがうかがえる。生活安全対策においては、どこまでやればいいのかという限りがなく、市としても様々な社会資源を活用しながら出来る限りの対策をし、市民の安心感を高めていきたい。
- ・委員の皆様には関係機関同士の情報の共有とともに自由なご意見の交換をし、さらなる安全安心の向上のために引き続きご協力をお願いしたい。

■ 代理出席者紹介

- ・廣瀬委員の代理—学校教育部保健給食課の野田課長
- ・尾形委員の代理—八王子消防署防災安全係の田中係長
- ・実川委員の代理—南大沢警察署防犯係の小杉係長

■ 事務局紹介

■ 協議会の経緯

- ・ここで、これまでの経緯についてご説明させていただき、本会についての共通の認識をもって議事に入らせていただくとともに、今後の会議の持ち方等について、事務局の考え方をお示しさせていただきたいと思います。
- ・本協議会の設立は平成14年度。当時は全国的に犯罪件数も多発しており、本市も平成12年の11,852件をピークに、平成15年も10,446件と、年間1万件を超える状況であった。
- ・警察や市民の皆さんと連携した抑止対策も必要であるという考えのもと、平成15年4月に「八王子市生活の安全・安心に関する条例」を施行し、市民生活の安全に関する情報を共有し、施策の実施についてのご意見等を協議する場として、本協議会が設置された。
- ・歴代の委員の意見も取り入れ、町会・自治会が自主的に取り組んでいただいているパトロール活

動に物品支援を行ったり、防犯意識を高めていただくためにメール配信サービスを開始するなど、各種活動を展開してきた。当時は、1年間に3回から4回の会議を開催していた。

- ・現在、平成26年中の犯罪件数は、5,189件と、ピーク時の半数以下まで減少しているが、振り込め詐欺等、新たな手口での犯罪も目立っており、市が毎年実施している「市政世論調査」においても重点的に取り組むべき施策として、防犯対策は保健医療・高齢者福祉等に続き、昨年度は第4位と、上位にあがっている。人が安全であると感じる指数である「体感治安」はいまだ上がっていないのが現状である。

■ 第7期の開催数

- ・最近では、犯罪件数の減少もあることから、本協議会も年2回のペースで開催していたが、今期についても年2回の参集とし、2年の任期の中で計4回の機会としたい。

■ 協議会で取り上げる議題

■ 仮の議長選出

- ・議題に移りますが、まず条例施行規則第6条3項に基づきまして会長及び副会長の選出をお願いしたい。
- ・この際の進行は、会長が決まるまで、引き続き事務局にて進行したいがいかがか。

【一同異議なし】

■ 協議会の成立

- ・本日は、現時点で13名の委員が出席され、他に出席予定者1名は遅れる旨の連絡を受けているが、現時点で過半数を超えたため、本協議会は成立する。

■ 情報公開

- ・本協議会は、条例施行規則第6条9項に基づき原則公開となっているが、本日の傍聴者はなし。
- ・会議録の扱いについては、原則として発言者の名前を記載した「要点筆記方式」とさせていただく。署名は、会長をお願いしたいがよろしいか。

【一同異議なし】

4 議題

議題1 会長・副会長の選任について

- ・会長・副会長の選出については、委員の互選によって定めることになるが、推薦がなければ、事務局としては、会長には前6期会長を務めていただいた学識経験者の綿田委員、副会長には商工業関連団体代表の町田委員をお願いしたい。いかがか。

【一同異議なし】

- ・全会一致で会長に綿田委員、副会長に町田委員に就任いただく。

■ 会長挨拶

【綿田会長】

- ・前回に引き続きご推薦いただきありがとうございます。出来る限り意見を頂戴し安全安心に努めていきたい。市は中核市になり都から権限の委譲がされた。市の自然の保護、産業の発展のため、安全安心に関してもワンランク上のまちづくりができるような協議会にしたい。よろしくお願いいたします。

議題2 平成26年度 生活安全対策 事業実績報告について

【安岡主査（事務局）】

「(資料2) 平成26年度 生活安全対策 事業実績報告」に基づき説明。

(委員意見等)

【町田副会長】

- ・青パトに乗車する運転手及び助手席に乗っている方は、資格や講習を受けているのか。

【宮木課長（事務局）】

- ・青パトの運行に関しては、委託業者に業務を委託しているところで、警備業法第2条第1項の第1号、2号、4号いずれかの業務に通算して3年以上あるものとしている。

【町田副会長】

- ・つきまとい・客引き行為に関する警告や勧告は何件くらいあるのか。

【安岡主査（事務局）】

- ・資料2平成25年度までは勧告がなかったが、平成26年度に4件の勧告書を渡している。

【町田副会長】

- ・それは市長名なのか。

【安岡主査（事務局）】

- ・市長名です。

【綿田会長】

- ・次回で構わないので、現物を見せていただきたい。

【綿田会長】

- ・八王子市空き家の適正管理に関する条例に関して、平成25年の77件から43件が解決に至っているのは2年間のうちに状態が改善したということか。

【安岡主査（事務局）】

- ・平成25年からの2年間の適用件数であり、持ち主に改善依頼を出しても、なかなかすぐに改善に至らないケースも多く、長いスパンで見えていくものもある。内容については八王子市の空き家の条例は防犯防災上問題のある建物のみ言及しており、雑草が生い茂っている等に関しては条

例の適用としていない。しかし、環境の部署もあるのでそちらで対応もしている。

今回の77件は、この建物に問題があるものが該当している。

- ・解決に関しては、基本的に悪いところを指摘した上でその箇所が改善や修理、更地になる等の場合に解決という形をとっている。指摘方法としては、該当の建物、箇所の写真や調査票を所有者に送り、問題の改善を依頼している。

【綿田会長】

- ・倒壊の危険のある建物も含まれるのか。

【安岡主査（事務局）】

- ・様々なケースがあるが、この条例は近隣住民の身近な不安に対応できるもので、例えば屋根が壊れて飛んできそうというものに改善を働きかけることができる。倒壊しそうな建物は、修復は不可能なレベルになるので、改善を依頼するといっても難しいが条例はあらゆる状態も含むものとなっている。中には廃屋に近い建物が壊され、更地として改善されたケースもあった。

【秋山委員】

- ・物品貸与は、町会自治会連合会の加入未加入に関わらず、受けることができるのか。

【安岡主査（事務局）】

- ・市の協働推進課にご連絡いただいている町会自治会全団体に支援概要を送付しているので、防犯活動をしている団体には、町会自治会連合会への加入未加入に関係なく支援している。

【秋山委員】

- ・母の会とはどのような団体か。

【宮木課長（事務局）】

- ・少年の健全育成を目的としている団体であり、地域の母たちが中心となり広く防犯活動を行っている。

【早川委員】

- ・子どもを守る事故犯罪ゼロ作戦の展開に関して、自宅近くに元本郷公園があるが雑草が生い茂っており、そこで遊んでいる。いつもきれいな状態で遊ばせたいので、早めに管理して楽しい公園にしてほしい。また、年配者にも楽しめる公園にしてほしい。

【藤倉部長（事務局）】

- ・定期的な除草は、管理者も実施しているが、御意見は賜った。市公園課にも連絡します。

【早川委員】

- ・市の花のやまゆりの球根を以前もらったが、小さすぎて育たず咲かなかったので、大きくなった球根を配布するようにしてほしい。まち中を市の花でいっぱいにしてきれいに咲かせることで文化的にもいいか考える。

【藤倉部長】

- ・ご意見のとおりだと思う。また、やまゆりの球根配布はボランティアで行われているもので中には市の職員も含まれるが、主体ではない。

【酢屋委員】

- ・暴力団排除条例とあるが、市内に暴力団はどれくらいあるのか。

【宮木課長（事務局）】

- ・平成25年末のデータであるが、暴力団事務所が八王子警察署管内に5箇所、高尾警察署管内に3箇所。構成員は、八王子警察署管内に140名、高尾警察署管内に30名、南大沢警察署管内（事務所はない）に4名。準構成員まで含めると、この限りではない。

【早川委員】

- ・道の植え込みに関しても、木の芽が伸び放題で管理してほしい。三鷹市ではシルバー人材センターを活用しており街並みが美しいので、八王子市もそのように管理してほしい。緑化フェア等と連動して、まちや道路がきれいになればいいと思う。

【藤倉部長（事務局）】

- ・道路に関しては、定期的に道路の管理は行っていると思うが、市道だけではないところもあり、その管理をしているところは色々である。緑化フェアへの参考意見としていただきます。

【綿田会長】

- ・再度事務局の方でも検討していただければと思います。

議題3 平成27年度 生活安全対策 事業計画について

【安岡主査（事務局）】

「(資料3) 平成27年度 生活安全対策 事業計画」に基づき説明。

(委員意見等)

【馬場委員】

- ・防犯カメラを設置するときは、届出や許可を取る必要があるのか。

【宮木課長（事務局）】

- ・防犯カメラの設置場所については、街路灯や電柱につけることになり、それを管理しているところの許可（道路占用許可等）は必要になってくる。

【馬場委員】

- ・防犯カメラの個人情報については、どう管理するのか。

【宮木課長（事務局）】

- ・カメラに映った個人情報については、設置者の管理になるので、市でガイドラインを策定したの

で、それに沿って適正に管理を行ってもらうこととした。

【綿田会長】

- ・18台の防犯カメラの付け替えは、劣化によるものなのか。

【宮木課長（事務局）】

- ・そうです。それに加えて、かつては八王子市内のビルオーナーが組織している、ビル防犯連合会という団体が補助なしで設置し、運営してきたものを、地元の商店会と町会の連合会が市の補助を受けて設置、管理することになった。

【酢屋委員】

- ・防犯カメラの件については防犯協会内でもよく話題になるが、今回の設置の補助というのは中心市街地のみに限ったものなのか、それとももう少し範囲を広げて補助を出すのか。

【宮木課長（事務局）】

- ・今回は中心市街地のみに限ったものであるが、他の商店会からも要望があるので、その件に関しては産業振興部でも検討しているところである。

【酢屋委員】

- ・大変だと思うが、是非カバーしていただきたい。

【秋山委員】

- ・振り込め詐欺対策の自動通話録音機は、ずっと借りっぱなしで構わないのか。

【宮木課長（事務局）】

- ・貸与という形にはなっているが、ほぼ差し上げるような形である。

【秋山委員】

- ・機器は各自で設置するものなのか。

【宮木課長（事務局）】

- ・そうです。

議題4 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の策定について

【安岡主査（事務局）】

- ・パブリックコメントも行ない、2件のご意見もいただいたが、共にガイドラインには関係しない内容だったため参考外とした。
- ・第6期のメンバーの中でガイドラインの内容を詰めさせていただき、感謝している。個人情報扱うため、道路なら道路管理者の許可さえあれば誰でもつけられてしまうという点に不安もあるが、ガイドライン（気をつけなければならないこと）や運用基準の参考例も載せているので参考にしてほしい。
- ・防犯カメラに頼るばかりでなく、一番の防犯の基本になるのは、防犯課でも支援している地域の取り組みとしての防犯活動が有効であると思っている。が、パトロール人員の不足で活動しきれない時や実際捜査の際に役立つこともあるので、防犯カメラは補助的な役割として捉えていただきたい。
- ・個人・法人で設置する場合にも、対応する内容となっているので、参考にさせていただきたい。

【早川委員】

- ・ポップアップとありましたが、電話に付けて注意することも大事ですが、家に閉じこもって一人でいないこと。一人でいると引っかかりやすいと考える。

【宮木課長（事務局）】

- ・ただ、社交的な方でも詐欺の被害に遭われる方はいる。

【安岡主査（事務局）】

- ・詐欺被害を防ぐための方法の一つとして今回はこのポップアップを選んだ。
- ・早川委員のおっしゃるような人が集まる場を作ることも一つの方法であるということは、こちらでも認識している。

【馬場委員】

- ・ガイドラインの中で対象となる防犯カメラというのは、設置者が市民個人でもこのような条件がクリアできれば設置しても構わないのか。

【宮木課長（事務局）】

- ・個人でカメラを設置する場合は、敷地内、玄関先や入口に設置することになると思うが、それを道路や他人の家まで映るように設置する場合はプライバシーの問題が出てくる。

【馬場委員】

- ・敷地内に防犯カメラを設置してみずから防犯するというのはわかるが、遠隔操作で公園や道路についても管理できるように設置したいと思っている場合、市やガイドラインでは防犯カメラをつけてはいけないという権限まで載せているのか。

【宮木課長（事務局）】

- ・権限はないが、設置する場合には個人情報に配慮して、このガイドラインに沿っていただきたい。

議題5 小学校通学路への防犯カメラ設置について

【野田課長】

- ・資料に沿って説明
- ・小学校通学路における防犯カメラの設置事業（平成26年度から）の説明をする。
東京都が治安対策のひとつとして行っている事業で、市内の小学校の通学路に防犯カメラを設置する場合費用の一部を補助するというもの。
- ・本市では、スクールガードリーダーをはじめとした、学校安全ボランティア等の見守り活動を実施している。その登下校の活動を補完するものとして、通学路に防犯カメラを設置する。
- ・市内69校の小学校があり、一校あたりに5台を設置していく。通学路の主に電柱に設置し、映像は暗号化する。24時間を一週間分録画し古いものから上書きされていくようになっている。常時モニタリングして、その通学路を見張るというものではなく、あくまで録画をしているというもの。狙いは、カメラ設置による犯罪の抑止効果もあるが、見守り活動をやめて防犯カメラの

みにして、子どもの安全が守れるというものではないので、あくまでも補完である。カメラの管理は、教育委員会が行っている。運用基準や要項を定めて運用しているところである。

- ・画像を見る場合は、カメラの下にパソコンを持って行き、データを読み取るタイプのものを去年は設置した。ただ、画像を一般の人が見れるわけではなく、法令や捜査機関からの要請があり、さらに許可された場合に限り外部に画像情報を提供する事になっている。
- ・東京都の計画では、5年間で設置する計画だが、本市は前倒して3年間で全校の設置を目指している。
- ・昨年設置は5校、稼働中。27年度は、32校160台。28年度は32校160台を設置予定。
- ・昨年度は初めての事業ということもあり、保護者の方々、警察、町会の方等の協力をいただきながら、3月に工事を完了している。
- ・27年度の予定では、通学路のどこに防犯カメラを設置するか、各学校に照会をかけている。1校あたり5台だが、設置できる場所とできない場所があり、また映り込んでしまう家などはマスキング等でわからないような形にはするが、近隣の了解を得られる場所を探してもらうので約10箇所程度の候補の中から5箇所に絞っている。
- ・通学路への設置からもわかるように、子どもが通る場所に限定され、犯罪が多ければ設置するというものでもない。
- ・来年度もまだまだ設置するので、警察や地域の方々にはご協力いただきたい。

(質問意見等)

【酢屋委員】

- ・小学校はいくつか。

【野田課長】

- ・市内には70校あり、先ほどは69校に防犯カメラを設置すると申し上げたが、カメラの設置条件の中に、「見守り活動が行われていること」としており、残りの一校は高尾山学園で、ここは見守り活動がなされていない学校のため、カメラ設置の対象から外れている。

※高尾山学園については多方面から通学したり、保護者が送迎している場合もあり、特に学区や通学路の指定がなく、都の定める防犯カメラの設置補助の要件を満たさない。

議題6 各警察署管内の犯罪発生傾向と対策等について

【八王子警察署・山崎委員】

- ・統計という確定データではまだなく、手集計の段階だが警視庁が定める指定重点犯罪として8種の罪種（特殊詐欺・ひったくり・侵入窃盗・強盗・性犯罪・自動車盗・小学生以下対象の犯罪・車上狙い）を指定しており、その抑止を各署推進しているところである。
- ・今年1月1日からの指定重点犯罪の認知件数は、109件（平成27年6月25日現在）であり、昨年同時期より30件減少しているが、昨年より増加しているのが性犯罪と自動車盗。性犯

罪（強姦罪・強制わいせつ罪）の認知件数は、12件（特定の関係にあるものを含む）であるが、昨年より3件増加している。これから夏に向けてまた注意したい。

- ・また、性犯罪まではいかないが、タッチ（痴漢行為）、盗撮、公然わいせつは頻発しており、メール等にて発信し注意喚起を促していく。
- ・自動車等に関しては、11件特にハイエースの被害が多く、八王子に限らず被害を受けている。警察としては、駐車場に停めてあるハイエースのワイパーの部分に注意喚起のチラシを挟むなど、注意喚起をしている。
- ・特殊詐欺認知件数15件（昨年比-1件）うち2件は未遂。
内訳は、オレオレ詐欺が9件、架空請求詐欺が5件、還付金詐欺が1件。
- ・オレオレ詐欺の被害者は高齢の方が多いが、架空請求詐欺は増加傾向にあり若い女性が引っかけられることも増えている。スマートフォンの普及で、サイト閲覧の機会が増えていることも考えられる。
- ・架空請求詐欺は年齢性別問わず、対象が絞りづらいが八王子署はなんでもやるというスタンスで取り組んでいきたい。

【高尾警察署・横田委員】

- ・深夜高尾駅から帰宅途中の女性を狙った強制わいせつ事案があった。「送り狼」という手口の犯罪があった。これは、駅で帰る方向が同じという理由で送るふりをして、途中で本性をあらわし、わいせつ行為に及ぶもので、この件に関しては犯人を検挙した。犯人がドンキホーテの店長だったということもあり、マスコミ・新聞にも取り上げられた。
- ・6月にはめじろ台駅にてバイクによるひったくりもあったが、現在のところ単発で終わっている。路上強盗、放火など管内住民に著しい不安を与える事案は発生していない。
- ・4月は前年比がマイナスで推移するなど、比較的順調であったが5月に入り増加傾向に転じ、現在では多くの犯罪が前年比プラスに推移している。
- ・深刻なのは、オレオレ詐欺等の特殊詐欺被害で、すでに11件被害総額は約2千万円に達している。これは、昨年一年間の発生件数に迫る勢い。被害が減らないと言っても、新手の手口が発生したわけではなく、「会社のお金をなくしてしまった」「不倫相手を妊娠させた」等で現金をだまし取る手口である。警察としては、この振り込め詐欺の広報等しているのに減らないのか、どうして騙されるのかともどかしい気持ちでいっぱいである。
- ・被害防止のための決定的な施策はなく、自動通話録音機、ポップアップにしても被害防止対策の一つであり、これからも地道に取り組んでいきたい。また振り込め詐欺の「だまされたふり作戦」も検挙に繋がっている。自動通話録音機は当初40台の割り当てのうち、20台の予約を受けている。
- ・下半期は、3警察署で連携し、市内の犯罪件数が1件でも減少するように頑張っていきたい。

【南大沢警察署・小杉係長】

- ・南大沢警察署はまだ新しい警察署で、資料も22年度からしかないが、8罪種（特殊詐欺・ひったくり・侵入窃盗・強盗・性犯罪・自動車盗・小学生以下対象の犯罪・車上狙い）の累計は、平

成22年で327件、23年に288件、24年に259件、25年に249件、26年に161件と減少傾向である。

・特殊詐欺は今年の2月までは2件だったが6月の4件で計8件に推移しており被害額も約1千万円。年齢はいずれも60歳以上であり、男女内訳は、5名が女性、3名が男性。詐欺種類別では、オレオレ詐欺が5件、還付金詐欺が2件、架空請求詐欺が1件。

・防犯活動の中で、防犯講話も行い、注意喚起をされていて必ず、5つの確認をお願いしている。

- ① 確認の電話をしよう。
- ② 留守番電話にして、直接犯人と話さないようにしよう。
- ③ 合言葉を言わせてみよう。特に約束を決めていなくてもよい。
- ④ 儲け話に乗ってしまう人が多い。おいしい話には落とし穴がある。
- ⑤ 振り込む前にもう一度確認しよう。

議題7その他

【山崎委員】

- ・スーパーナンパイ事件が起きてからもうすぐ20年。現在も特別捜査本部が開設されている。この事件は解決しなければならない事件。どんな情報でも構わないので、あれば一報お願いします。